

平成23年度教育課題研修指導者海外派遣プログラム実施要項

1 目 的

教育現場が抱える重要な教育課題に対応する研修指導者を養成するため、当該課題について先進的に取り組む諸外国に各地域の指導者を派遣し、その成果を教育委員会が実施する研修内容に活かし、教員研修の一層の充実を期する。

2 主 催

独立行政法人教員研修センター

3 共 催

文部科学省

4 派遣テーマ

教育現場が抱える重要な教育課題の中から独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）において決定する。

5 派遣期間

2週間程度

6 派遣先国

派遣先国はセンターにおいて決定する。

7 参加者

(1) 参加資格

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教職員並びに教育行政機関の職員であって、派遣テーマに関して、地域の中核的な役割を担い指導者となる者

(2) 参加者の推薦手続

- ①参加者の推薦は、「インターネット受講者推薦登録システム」を利用し行うこと。
- ②都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会（以下「推薦者」という。）は、参加候補者からの参加申込書（別紙様式1）をセンターに提出すること。
- ③都道府県教育委員会は、政令指定都市を除く市町村教育委員会からの参加候補者を併せて推薦すること。
- ④特別支援教育のテーマに関しては、通常の学校（学級）等における当該教育の充実をねらいとするものであることに留意すること。

(3) 参加者、所属団の決定

- ①上記（2）の推薦に基づき、センターが参加者及び所属する団を決定し、推薦者に通知する。
- ②派遣テーマごとの団数については、各テーマの推薦人数を考慮のうえセンターが決定する。

(4) 所属団の決定後の提出書類

- ①参加者は、派遣テーマに沿った調査研究課題を設定のうえ、研修成果活用計画書（別紙様式2）を作成し、推薦者に提出すること。
- ②推薦者は、提出された研修成果活用計画書を審査のうえ、センターに提出すること。

8 研修内容

派遣テーマに関し先進的に取り組んでいる派遣先国において、以下の活動等とおし指導内容や指導方法等を調査研究する。

- ①教育関係機関・団体等において調査、情報収集を行う。
- ②学校において、授業や児童・生徒の日常活動を視察するとともに、教職員等との意見交換、情報収集を行う。

9 事前研修会、事後研修会

決定された派遣者は、センターの実施する事前研修会及び事後研修会に出席すること。

10 研修の中止、研修期間中の一時帰国

やむを得ない理由で、研修を中止して帰国する場合や、一時的に帰国する場合は、推薦者及びセンターの許可を受けなければならない。

11 研修成果の報告等

派遣団は、帰国後、別に定めるところにより研修成果報告書を作成し、センターに提出すること。

また、センターは、参加者及び推薦者に対して、研修成果活用についてのアンケート調査を実施する。

12 派遣経費の取り扱い

海外派遣に要する経費のうち、研修に直接必要な経費の一部（20万円）をセンターが負担し、残額は参加者の負担とする。

なお、研修に直接必要な経費とは以下のものをいう。

- ア 渡航費（空港施設利用料、空港税等を含む）
- イ 食事料
- ウ 宿泊費
- エ 交通費（国外のものに限る）
- オ 教材費等の調査研究に要する経費

13 その他

- (1) 団長及び副団長の派遣経費については、センターが負担する。
- (2) 派遣テーマに関し専門的知識を有する者を参加させる場合の派遣経費についてはセンターが負担する。
- (3) この要項に定めるほか、当該研修に関し必要な事項は、センター理事長が定める。